

令和5年第2回定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年3月7日（火曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	3月8日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
散 会	3月8日 14時50分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
	5	虻 江 修 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	並 里 晴 男 議員	11	内 間 広 樹 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 金城 成 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	名城 政英 君	副 村 長	内 間 常 喜 君
	教 育 長	玉 城 洋 之 君	総 務 課 長	西 江 忍 君
	福 祉 課 長	新 城 米 広 君	住 民 課 長	平 敷 兼 清 君
	会 計 管 理 者	玉 城 睦 美 君	企 画 課 長	島 袋 英 樹 君
	農 林 水 産 課 長	浦 崎 悟 君	建 設 課 長	知 念 利 次 君
	商 工 観 光 課 長	金 城 幸 人 君	教 育 行 政 課 長	万 寿 祥 久 君
	医 療 保 健 課 長	山 城 直 也 君	公 営 企 業 課 長	玉 城 正 朝 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 城 篤 君	総 務 課 長 補 佐	古 堅 裕 喜 君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和5年第2回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

令和5年3月8日（水）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1		一般質問（2人）
第2	報告第1号	令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第3	報告第2号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について
第4	同意第1号	教育委員の任命について
第5	議案第13号	伊江辺地に係る総合整備計画の変更について
第6	議案第14号	伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（建築・周辺整備）の請負契約について
第7	議案第15号	伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（機械設備）の請負契約について
第8	議案第16号	伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（電気設備）の請負契約について
第9	議案第17号	伊江村陸上養殖場施設作業場・管理事務所備品購入業務（R4）の請負契約について
第10	議案第18号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第11	議案第19号	伊江村情報公開条例の制定について
第12	議案第20号	伊江村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
第13	議案第21号	伊江村情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、第2回伊江村議会定例会、2日目の会議を開きます。

(開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

6番 並里晴男議員の登壇を許します。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

通告に基づきまして一般質問を行います。

1. 滞在型観光へ向けた村の政策を伺う

新聞報道によると、2022年4月以降新型コロナウイルス感染減少に伴う行動制限が緩和され、全国旅行支援事業等を追い風として県内の入域観光客数が前年度比88%増の569万7,800人となり、増加数は過去最多だったと報道されています。

このような現状の中、北部の観光客数は把握していませんが、2017年7月に北部「やんばるの森」が世界遺産に認定され、また今帰仁村と名護にまたがる嵐山には、「沖縄北部新テーマパーク」が工事着手し2025年開業を目指すと報道されています。

今後の北部観光は、本部町の「沖縄美ら海水族館」と合わせ、飛躍的に観光客数の増加が見込まれ北部の地域経済に大きく寄与することと考えます。本村においても、民泊事業の再開や観光客の人数は前年度より増加傾向にあり村の観光産業に明るい兆しが見えてきました。

しかしながら、本村の観光形態は民泊事業を除いて日帰り観光が多い現状であり、今後は地域経済に大きな効果が見込まれる滞在型観光に向けて協力に取り組むことが大切と考えます。

滞在型観光を推進するためには、様々な課題も多くあることは、承知していますが、飛躍的に観光客の増加が予想される北部観光と連携を図ると共に、村の滞在型観光について、観光協会や各団体と知恵を絞りその実現に向けた村長の考えを伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

並里晴男議員の「滞在型観光へ向けた村の政策を伺う」についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染が県内で初めて確認されてから3年が過ぎ、県経済は観光業を中心に甚大な被害を受けました。昨年4月以降、行動制限が解除され、全国旅行支援を追い風とした国内航空路線の運休・減便解消、海外路線の再開などにより、連日多くの観光客が沖縄を訪れ、本村においても民泊の生徒や観光客が戻りつつあります。

議員お説のとおり、今帰仁村と名護市にまたがるオリオン嵐山ゴルフ倶楽部跡地で計画されている「沖縄北部新テーマパーク」の起工式が2月7日に行われ、新聞報道においては2025年（令和7年）前後の開業に向けて本格的な工事が開始されると報道されております。施設の開業に伴い、本部町の沖縄美ら海水族館をはじめ、やんばるの森の世界自然遺産、本部港におけるクルーズ拠点の整備により、北部地域の観光産業の活性化や滞在日数の長期化が期待されております。

本村の観光は、コロナ前においては年間約13万人の観光客が訪れ、ゆり祭りなどのイベントや修学旅行に支えられる部分が大きく、その多くは日帰り観光となっているのが現状であります。また、それらの需要が減る真夏や真冬に観光客数が落ち込む傾向にあり、新たな視点でサービスの提供やスポーツ等を中心とした団体旅行の誘致等を行うことで、新規需要の開拓、多様化した消費者ニーズを捉えながら、年間を通した滞

在型観光を推進していく必要があると考えております。

今後も引き続き、観光客向けプレミアム付き商品券を発行し、村内での滞在や宿泊を促し、中長期的な視点においてホテルの誘致やスポーツコンベンションと合わせた滞在型観光の推進に向けて、関係団体と協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

ただいまの村長の答弁を伺いまして、観光客数は日帰り観光が多いという現状、それからこの滞在型の観光を推進していくにはいろんなサービスの提供やスポーツを中心とした団体旅行の誘致を行うとか、そういうことで滞在型観光に向けまして、非常に重要な政策であるということにつきまして、お互い共通した認識だと今考えています。そこで村のほうで伊江村観光振興基本計画を平成30年3月につくられています。その中で当時の故島袋秀幸村長の中では、やはり現在訪れる旅行者数は年間13万人、そして平成37年に迎え入れる旅行者数の目標は18万人と定めましてと記述されています。そこでやはり近年、先ほど申し上げた北部観光につきましては、その当時からいろんな状況が変わってきていると思います。それらを踏まえてこの基本計画につきましては、後期の考え方といいますか、これまでの経過を精査して、そのことをみんなで共有して今後の政策に生かすべきことかと思いますが、打ち合わせというか、そういったことをやる考え方はないか、伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

伊江村の観光振興基本計画は、平成30年3月に制定されておりますが、その中でマスタープランとアクションプランという形でテーマが設定されておまして、マスタープランは平成30年から令和7年度まで、約8年間、長期にわたって各テーマごとに観光の質を高める道筋を定めております。また、アクションプランというのは、平成30年から令和2年、先行してやるプランでございますが、マスタープランに示された目標の達成に向けて、3年間で重点的に取り組むことが求められている課題を示しておりますが、その中で常に適宜、課題とかあった場合に更新していきましようということも述べられておりますので、またコロナ禍でもありましたので、その時代の変化に応じて適宜、計画または練っていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

ぜひこの基本計画は重要な計画だということだと思いますので、ぜひ各関係機関とも連携をしながら、常に新しくやはり北部の観光、あるいは沖縄県全体の観光も踏まえながら、また検討してやっていただきたいと思えます。

村長の答弁の中にも、この滞在型観光とかに向けましては中長期的な視点においてという答弁がありまして、やはり私も長い目で滞在型観光をする考え方と、また反面、今できるような滞在型の観光もできないか。そういうことも考えていまして、答弁の中にも観光客向けプレミアム付商品券が発行されて、それも一つの大きな観光客を誘致する手段だと思いますが、その中でやはりこのプレミアム券は伊江島を訪れて、そこで取るということで、来てからしかできないものですから、やはり日帰り型の観光の皆さんは、このプレミアム券、滞在宿泊にも使えるから「今日泊まるか」ということにはなかなかならないと思えます。そういうこ

とも受けて、このプレミアム券の発券につきましては、やはり発券する前に大々的に新聞報道でそういうPRをする必要があるのではないかと考えます。つまり新聞広告とかによって滞在型も使えるよと。宿泊にも使えるよというようなことを重点的にPRすると。そしてさらにホームページにもそのことをプレミアム券で宿泊まで使えますよというようなことを、やっていく必要はないのかと考えます。国の支援で「おきなわハイサイ」というようなこともありますよね。そういったことをしない代わりに、そのプレミアム券を宿泊に使えるんだというようなことが重要かと思いますが、見解を伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

観光客向けのプレミアム商品券でございますが、昨年の4月23日から販売を開始いたしました。ただ実施に向かって準備等々ございまして、周知するのに約1週間前とかに新聞発表をした記憶がございます。それで観光客の皆様にも島に来てから、こういった商品券があるんだという気づきが多かったものですから、ちょっとこちら観光課としても反省材料として持っております。

また次年度ですが、また観光客向けの商品券を発行する予定でございますので、今御指摘を受けたことにつきまして、事前に準備をしてホームページ等、または新聞で大々的に宿泊も使えますよと滞在型観光で使えますよという形で周知していきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

それをPRしていくことによって、プレミアム券の価値も高まることかと思っております。よろしくお願ひします。

それからやはり短期的な考え方と違ってすぐできるような施策につきましては、答弁にも冬場にはそういった観光客が落ちるといようなことも書いてありましたが、冬場の観光客向けとかで、ありきたりではあるんですが、冬にはイルミネーション的なことと連携して、島の無形文化財を活用したディナーショーとか、あるいは島出身の芸能人のコンサートの企画とか、伊江島カントリーとのゴルフ旅行ツアーとか、その他に村内、最近農業とか、一昨日にらっきょうのテレビ報道がありましたが、そういった農業の視察、それから行政視察とかも含めてぜひ宿泊していただいて、ゆっくり見ていただけるような施策というのも行政としましては、各課において、できるなら推進していければと思うんですが、私が今申し上げるのは、そういった施策もあるのではないかとということですが、行政の中ではもっとほかにもいろんな宿泊できるような考え方があると思っております。そこは一つ一つ申し上げられないんですが、そういったことにつきまして、見解をお伺ひします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

様々なコンテンツがあるかと思っておりますが、この観光振興基本計画のアクションプランにも示されておりますが、様々なテーマがございまして、先ほど並里議員がおっしゃったコンテンツ以外にも、体験型の教育メニューだとか、花とか特産品を使った形で島の魅力を伝えるショートステイの旅行者の誘致とか、様々ございますので、こちらもこの計画に沿って各課と関係機関とも連携して、そういった滞在型の観光が推進できないかというのを協議していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

並里議員の御質問の中に「北部観光と連携を図ると共に」というワードがございますので、それに関連して私のほうからも答弁をさせていただければと思います。

現在、北部広域圏12市町村を中心としたやんばる観光市町村と連絡協議会というのが発足しております。これまで3回にわたって協議会開催されておりますが、私就任間もないものですから、一度しか参加しておりません。その中でやんばる観光のブランドデザインということで提唱されておまして、サステナブルツーリズムを基本理念に「稼ぐ」「守る」をキーワードにした高付加価値化した観光による経済活性化を推進する。そして自然環境や住民の生活環境を守ることで次世代につないでいくことで、持続可能な地域にすることを目標に掲げております。このブランドデザインの推進期間は令和5年から令和9年の5年間となっております。その中には、北部3離島の入域者数の予測も設定されておまして、様々な要因を背景にした2%程度の入域者数の増をこの5年間で見越しておまして、議員も御指摘がありますとおり、「北部の新テーマパーク」そして「美ら海水族館」等、様々な北部の資源を生かして一体となつてこういうブランドデザインに向けた取組をしていきたいと思いますというように今、取組がなされているところです。ちょっと漠然としたもので個別具体的に並里議員がおっしゃった部分と合致することはできませんけれども、以上のことから伊江村のみではなくて、やんばる一体となったスケールメリットを発揮した、トータルでの観光振興、そういったものを視野に入れて滞在型観光を目指していく必要があるのかなど、村としては考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

副村長が広域的な立場、これも当然島だけではなくて、北部連携とした考え方ですから、広域的な視野に立つというのも非常に大切だと思います。広域的立場から言いますと、やはり伊江島の空港活用も視野に入れたものも広域的な流れかと思っておりますので、そういったことが空港とかで活用されても、できたら島で宿泊できるようなことも、一つの道筋かと思っておりますので、ぜひ検討をお願いします。

それから先ほど、広域的ですがやはり島の滞在型、あるいは観光産業につきまして、今後PRしていく必要の中には、やはりマスコミ等を通じてPRするべきことは多々あると思います。それで以前に故島袋秀幸村長がハイビスカスで、パネルディスカッションをした経緯、新聞等でやった経緯があらうかと思っております。マスコミを通じたPRというのは、全国的にも通じるものかと思っておりますので、ぜひ伊江島の観光産業、それから島の魅力を発信するようなパネルディスカッション的なところを、関連産業に関連した有識者を迎えて、ぜひ伊江島での魅力を推進するべきと思いますが、村長の見解をお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

ハイビスカスのパネルディスカッションは、確か平成18年ぐらいだったかと記憶しておりますが、申し訳ございません、正確な年度が覚えてなくて申し訳ございませんが、今議員お説のとおり、外部からの意見とか、外から見た伊江島の感覚とかをまたPRできないかということですが、テレビ等々マスコミ使つてのPRも新聞とか使つて大々的にまたPRすることももちろん大事だと思いますし、またそういったパネルディスカッション等も、観光振興推進協議会という組織もございますので、有識者も交えて、いろいろと協議をして、また伊江村の魅力を発信できるような取組、また今後考えていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議 員

やはり島の魅力を発信する際にも、この基本計画に今後の課題というところもあったりして、その中で島へのアクセス環境の改善というような課題も書かれています。まさしくそのとおりだと思います。本村で通常の4航海、あるいは5航海のみじゃなくて、適宜臨時便とかもできるようなこととか。そういうことも踏まえてPRすることによって、離島だからもう通常の定期便のみの感覚じゃなくて、そういったところも可能というようなことも、いろんなところで情報発信していけたら、その課題もいろいろ解決する。離島の課題を少し改善するのではないかと思います。

それから村長もいろんな支援をするには財政が裏付けとなるということはもちろん、そのとおりでありまして、村財政をいかに工面するか。そういう課題というのも一つのことです。施政方針の中にもふるさと納税の検討をしながら、企業版ふるさと納税の具体化も検討するということで、財政的にそういったことを活用して、昨日宮城議員が言った教育関係、さらにいろんな関係の支援策には当然、財源を確保する必要があるということを述べられております。まさしくそのとおりで、この観光産業の支援につきましても、どうしても財政が伴うことであり、ふるさと納税とかの活用は十分考えられることであります。そこでそういったことを今後、ふるさと納税を大いにPRすることも大切ということであり、その手段としまして、ぜひホームページの中でほかの本部町とか、あるいは今帰仁村とか見ましたら、「本部町を応援してください」というようなテーマがあります。そういうことを踏まえて、村長室というホームページの中にもあるんですが、あるいは本部町で、町長室とかがあって、顔を出して本部町のPRを発信しております。やはりホームページは全国的に見れるものですから、ぜひ伊江島の村長の顔を出していただいて、伊江島の魅力をPRする。あるいは村長の施政など今後発信する必要があると思いますが、村長へお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

すみません私のほうから、村長の前にお願いいたします。

並里議員から、ふるさと納税のホームページや、役場のホームページなど、再三に指摘を受けてまだ実際に更新できていないのが現状でございますが、今年度は新たにふるさと納税につきましても、リニューアルを考えており、今次年度に向けて検討しているところで、それに合わせホームページを管理しているベンダーにも確認しながら、村長の顔が見える挨拶などが載せられるような感じで、ホームページを改修できればと考えておりますので、今しばらくお待ちいただければと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議 員

ホームページには、村長室ということを書いてあるものですから、そこをクリックすると「現在開けません」というのを、ずっと前から同じようなことだったので、そういったことの中で、やはり島をPRしてほしいんです。この情報発信によってPRすることが大切だと思います。村長が中長期的な視点において、ホテルの誘致やスポーツコンベンションとあわせた滞在型観光ということを答弁されていますし、ぜひその長期的な立場のホテル誘致につきましても、PRも兼ねながらですが、ホテル誘致につきましても村長どのような考えをお持ちかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

ただいまのホテル誘致の件について、お答えしたいと思います。

去る9月定例会でも、議員の中から「ホテル誘致について、早めにトップセールスをしていくべきだ」という御意見がございました。早速、町村会の研修会が熊本県でございました。その中で2日間懇親会の日が入っていましたが、1日だけ6時からの懇親会を了解をもらって抜けさせていただいて、熊本のほうである社長にお会いしました。非常に伊江村に以前から興味を持たれていて、ぜひ伊江島にホテルも計画してみたいという話も具体的にありますし。またもう1か所、県内に実際にホテルを持っているところからも、ホテルの計画つまり図面等もとって具体化して計画してみたいというところも出てきておりますから、まずは考え方ですけれども正直にはっきり申し上げて、いろんなところから「リゾートホテルをつくりたい」という申し出があるんですけども、なかなか土地の確保ができないというのが現状です。やはり南側、海が見えるところにホテルをつくりたいというのが、ほとんどのリゾート経営するところの会社ですが、しかし、なかなか用地の取得ができないということもあります。今回の場合は、私は海洋センターの体育館、旧体育館、あの敷地をうまく活用して、そこにホテル誘致をしたらどうかということで、まずはそれを申し出があったところに今、ポイント的にトップセールスをして、まず計画をしてみてくださいと。しかし、これは私一人で決めることではないので、まずは皆さんの計画を出して、いろんなところから計画が出た時点で、庁内あるいは議会も含めていろんな調査団といたしますか。審議する場を設けて、今後早めに検討できればということで、実際に計画に入りそうなところも出てきていますから、非常に期待をしているところであります。先ほど申し上げましたが、B&Gの跡地をうまく活用しながら、そこは村有地ですから、ただそこに今、旧体育館があるんです。実は解体するのにものすごい金がかかります。そういったことで、そのホテルを計画するところには、その解体をしていただくということと。それと「用地は売りません」と。「用地は貸します」という、その条件でもってホテルを計画していただきたいという話も既に申し上げてあります。つまり、あの体育館を壊すのに何千万円とかかります。それについては、用地を貸すときにはそれらも相殺できますし、そういったこともできるだろうということで、まずは用地を売ってしまうと、「また売り」されてしまうということも考えられますので、今、私の段階でできることを計画していただくリゾートの皆さん、あるいはホテルを計画していく皆さんにその話を申し上げながら、まずは計画書を上げていただだけませんかというお願いを今しています。

あともう一つは、総合体育館であったりスポーツ施設ができました。様々なところから合宿が来ます。リーズナブルな学生でも泊まれるところの宿泊施設を含めたリゾートプランを立てていただきたいという、この2つのことも一応お願いしていて、それについての計画が上がってくるところを優先することも今後、また議会の皆さんとも御相談をしていきたいと思っております。結論から申し上げますと、しっかりと今、トップセールスをしながらホテル誘致に向けて動き出しているということを御報告を申し上げまして答弁とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

様々なところに情報発信をして、様々な業者が来たときに、島の環境とそういったところをやはり精査しながらやらないといけないところは重々、村長のおっしゃるとおりでありまして、今後もその姿勢はしっかりと堅持していただきたいと思っております。

そして先ほど、村長から何か具体的な話の内容の答弁をされまして、本当にそのようなことができるようなホテル誘致、そういったことをいろんな会社に条件を入れて、村の考え方をに入れて、村と一致した考え方

のホテル誘致にしていだければと思います。具体的なことまで答弁をいただきまして大変、期待をしているところです。つきましてはまた今後、各課、各職員も含めて、島の1島1村である離島で、伊江島に多くの魅力、資源があると思います。そうしたところをしっかりと皆さん一人一人が島の観光に向けて、あるいは宿泊しても、宿泊ができるように誘致するような考え方を常に、職員一人一人にも話をさせていただきながら、村長を中心に滞在型観光に向けて取り組んでいただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで6番 並里晴男議員の一般質問を終わります。

次に、10番 名嘉 實議員の登壇を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

通告に基づきまして一般質問を行います。

私は1点目に真謝・西崎区住環境負担軽減事業（防音工事）について、2点目に西小学校南側東西線と大口漁港南北線交差点の手押し式信号機の改良について、質問します。

1. 真謝・西崎区住環境負担軽減事業（防音工事）について

米軍機の訓練による騒音被害の軽減を目的に開始された、真謝・西崎区住環境負担軽減事業（防音工事）は、令和1年度から開始され令和5年度で5年目に入ります。平成30年7月に村が行ったアンケートは、配布数253件のうち、回収率は56%、世帯数は141世帯で、そのうちサッシ、空調等、全ての防音工事希望者は68%で95世帯でした。現在の真謝・西崎区の世帯数は、真謝区が59世帯、西崎区が165世帯で、合計224世帯となっています。真謝・西崎区の区長によるとほとんどの世帯が防音工事を希望しているとのこと。

事業の進捗状況は、工事完了分が3年間で33件。令和4年度で20件の見込みで合計53件とのこと。当初のアンケートの防音工事希望者95世帯の56%、現在の両区の世帯数224世帯比では24%でしかありません。

設計数は、工事完了分に加え今年度30件の予定とのことであり、合計83件でアンケート時点の希望者95世帯の84%となりますが、現在の世帯数比では224世帯の37%にしかありません。

F-35Bが初飛来した平成30年、2018年以後の騒音は、大きな声を出さないと会話ができないとされる60デシベル以上の騒音が、2018年度は真謝区で2,376回、西崎区で2,602回、2019年度は真謝区で2,541回、西崎区で7,518回、2020年度は真謝区で4,109回、西崎区で6,435回、2021年度は真謝区で4,021回、西崎区で5,800回、2022年度は真謝区で2,823回、西崎区で3,988回、これは11月までの実績となっており、いかに酷い状態であるかがよく分かると思います。

当局は、F-35Bが12月4日に初飛来した直前の平成30年9月6日に行われた西崎区での説明会で、事業は5ないし7年間の予定と述べていましたが、現在の工事の進捗状況では何年かかるか分かりません。

そこで質問します。

1. 現在真謝区も西崎区もアンケートがあった時点の数ではなく、ほとんどの世帯を対象としています。村としてはどう考えているのか。

2点目に、今後、年度ごとの計画はあるのかについて。

2. 西小学校南側東西線と大口漁港南北線交差点の手押し式信号機の改良について伺います。

西小学校南側東西線と大口漁港南北線交差点の信号機は、車両用信号機は東西線のみに取り付けられ、歩行者が手押し信号機のボタンを押さない限り、常時青色のままになっており南北線の信号機はありません。

正月に帰省したある人は、「南側から左折したかったが車から降りて手押し信号ボタンを押しに行くわけにもいかず、かといっていつまでも待つこともできないため信号無視をして左折した。事故が起きたらだれが責任を取るのか、信号機をちゃんとしたものにするべきだ。シマンチュだけならいいが島には村外からレンタカーで来る人もいる。このままでは不親切だ」との指摘を受けました。

この交差点の南北の左側の路上には停止線があり「止まれ」の表記もありますが、停止線から左右を確認することができる位置までは、南側で約8メートル、北側で約16メートル離れており、左右の確認のためには前進せざるを得ない状態です。村外から来た人の指摘のとおり、東西南北ちゃんとした「変わる信号機」を設置すべきではないでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

名嘉實議員の1点目、「真謝・西崎区住環境負担軽減事業（防音工事）について」の御質問にお答えいたします。

本事業は、騒音実態、演習場からの距離、高齢者世帯、子育て世帯等の住宅環境を考慮して、真謝、西崎両区の住宅防音事業推進委員会で優先順位を決定のうえ実施し、議員お説のとおり、これまで33件の工事が完了、令和4年度では20件の工事を予定し、令和5年度においても20件を計画しております。

1つ目の「真謝区も西崎区もアンケートがあった時点の数ではなく、ほとんどの世帯を対象としています。村としてはどう考えているのか」についてお答えいたします。

平成30年7月に実施したアンケートで工事を希望されなかった方やアンケートに未回答の方については、真謝、西崎区の住宅防音事業推進委員会に諮り、再度、意向調査を実施しております。よって、村としてもほとんどの世帯が防音工事を希望しているとの認識であります。

2つ目の「今後、年度ごとの計画はあるのか」についてお答えします。

現時点におきましては、真謝、西崎区の住宅防音事業推進委員会で決定した優先順位を踏まえ、年度ごとに年間20件程度の工事が実施できるよう考えております。両区の防音工事を完了するためには、多額の予算を要しますが、真謝区、西崎区の日でも早い騒音被害の軽減に向け、本村の財政状況も勘案しながら、しっかりと取り組んでまいります。

次2点目の「西小学校南側東西線と大口漁港南北線交差点の手押し式信号機の改良について」の御質問にお答えいたします。

信号機は、交通の安全と円滑を図ることを目的とし、交差点または横断歩道において交通流を時間的に分離し、交通流の交錯による交通事故の発生を防止するとされ、設置するに当たっては、設置の効果、緊急性等を勘案し、より必要性の高いものから設置するということが、警察庁の指針にて定められております。

議員御質問の西小学校南側東西線と大口漁港南北線交差点の手押し式信号機は「歩行者のための信号機」として設置されております。大口漁港南北線交差点は、南側で約8メートル、北側で約16メートルの場所に一時停止の標識があり、その交差点を通過する車両等はそこで一時停止を行い、左右確認等安全確認を行って当該交差点に進入することは、信号無視にはならず交通ルールに則った通行であると駐在所職員より回答を得ております。この「歩行者のための信号機」を「変わる信号機」（時差式）に変更するには、交通流等の事前調査が必要なため、管轄する本部警察署と協議してまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

2回目の質問を行います。村長の施政方針です。米軍の訓練について述べられている箇所があるんですが、夜間については8時までには終わるように求めていくと。これは前島袋秀幸村長のときもそういうことを主

張していました。オスプレイが普天間基地に配備された2012年以後の10時以後の騒音回数について述べます。

2012年度は、10時以後の訓練で真謝区で2回、西崎で18回、2013年度は真謝で62回、西崎で86回、2014年度は真謝で71回、西崎で206回、2015年が真謝で71回、西崎で50回、2016年が真謝で81回、西崎で61回、2017年度は真謝で216回、西崎で185回、F-35Bが2018年の12月に初飛来しました。2018年度、真謝区では178回、西崎区で179回、2019年度、真謝区で173回、西崎区で439回、2020年度、真謝区で264回、西崎区で366回、2021年度、真謝区で141回、西崎区で245回、2022年度については、1月までに真謝区で173回、西崎区で322回となっています。深夜までの騒音が絶えない状態が続いているんです。

令和5年度予算で両区10件ずつの20件を整備するという事になっているんですが、この計画では令和4年度までの実績53件との合計が73件で、全世帯数の33%までいきますけれども、真謝区・西崎区のそれぞれの完了予定数と、それから全世帯に占める比率についてはどうなっているのか伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

確認ですが、真謝・西崎区のそれぞれの世帯数に対しての完了数を割った比率ということで、よろしいんでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

計画が終了した時点。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時54分)

再開します。

(再開時刻10時56分)

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

令和5年度計画の部分も含めた上での各真謝・西崎区の完工率ですが、令和5年度につきましては、設計、令和5年度やる事業分につきましてはの20件についての設計は終えておりますが、その配分は目安は10対10なんですけれども、やはり1件当たりの工事、積算額によってその配分が推進委員会によって諮りまして、その同区への配分率が戸数がまだ見えていない部分もありますので、令和4年度分までの数値として、お知らせしたいと思います。

真謝区が59世帯に対して24世帯が、令和4年度で今年度で完了いたします。率として40%となっております。西崎区につきましては165世帯に対して29世帯、17.5%でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

両区の合計での進捗状況33%、令和5年度の時点で、私の計算ですが、真謝区は意外と世帯数が少ないということで進んでいるんですが40%、西崎区は17.5%と非常に遅れているということです。区民からはこの説明会のときにも、40年以上も前に防音工事が実施されたけれども、途中で終わってしまったと。今度もそうなるんじゃないかという危惧の話があったんです。今、高齢化が進んでいて、この事業の進捗が遅れると、どんどん人が、高齢者が亡くなってしまおうと。工事終わったところで亡くなった方も実際います。早めに工事を進めてほしいという要望がありますが、村長の考えを伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

できるだけ早めに財政状況を勘案しながらやっていきたいという御回答をさせていただきましたが、これ以上の回答は今のところ、非常に厳しいと思っているんですが、実は当初の考え方がどうであったらこうということを振り返りながら今、回答もしたいなと思っていたんですが、やはりあの当初のアンケート調査の結果を見ると、大体令和7年度ぐらいまでは終わるぐらいの感覚でもっていただろうと。私は当時の副村長時代も思っております。

しかしながら、やはりほとんどの全ての世帯がされるということになると、現段階では今担当課長から聞きますと、令和12年度までかかるということです。今、調整交付金で直接やろうにも、なかなか難しいということもあって、補助事業を活用できない。一般財源で今やっている状況ですから、年間で大体8,000万円の一般財源を投入をして今、実施させていただいていることですから、勢いすぐ何億円というわけには、予算の関係、財政状況を見ながらやるということになると、なかなか難しいということもあって、その他の事業を含めて全ての社会保障関係、教育関係含めてやっていくと、やはり8,000万円ぐらいが今、一番適切な予算の状況だろうと思っていますので、現段階において令和12年度までには終われるようにしていく計画でやっていきたいと考えております。一生懸命やっても、そこまでかかりますということで、ぜひ真謝・西崎区の皆さんについては、一般財源を使ってやっていることについても、御理解をいただきながら、そこまでお願いをしたいと思っていますし、優先すべきところはしっかり優先していきながらやっていくということを考えれば、令和12年度まではある程度、我慢をいただければというのが正直、本音でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

当初の計画よりも延びて、令和12年度までかかるという予定だということですが、令和5年度の予算は積立金でも8,000万円、工事設計も含めてなのかわかりませんが20件ということですが、早めに令和12年というと、あと7年でしょう。なくなりますよ、そうならないように、ペースを早めてほしいと思います。区長からも途中でぶん投げられたら困ると。全部終わらせてほしいという要望があります。しかも早めに、人口が減ってしまっただけでは効果があまりないんです。死んだ人には何も恩恵もない。そういうことですから、ぜひペースを早めて工事を進めてほしいと思います。

それから信号機についてですが、村長にカラー写真の資料を置きましたが見ましたか。そういう状態です。変わらない信号、ボタンを押さない限り、変わらない信号です。私の兄弟が正月に帰ってきて、そういう指摘を受けました。「信号無視で切符切られたらどうするのか」「だれが責任をとるのか」という指摘も受けました。

昨日バスで通ったんですが、どんどん進まないという両方左右見えないんです。進んだ時点で衝突する可能性もあるということがありますので、警察の指導でこういうふうになったという答弁をされていますが、この交通量はフェリーの発着の時間帯によって交通量が違うと思うんですが、ぜひ調査をして安心して通行できるように「変わる信号」って普通の信号です。変わらない信号ではなくて。そういうふうに誰もが安心して通れる信号にしてほしいという要望がありますが、さらに2回目伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

1回目の村長の答弁でもございましたけれども、この一時停止のラインがありますが、そこからゆっくり進んでいただいて、前方で左右確認をし、当該交差点に進入することは信号無視には当たらないということで、本部署の伊江駐在の職員の方からも回答をいただいております。この関係者の方が本島から来られたということで、信号標識とか戸惑うというのは、私も理解できるというところがあります。本島に行ったときに、例えば名護市のA&Wとマクドナルドのところに、赤ですけれども矢印だけで前に進めるものもありますよね。那覇市のPLの天久のところから新都心に入ってくる三差路も、赤ですけれども右折できずに矢印がないといけないという。さらには同じような、変わらない信号は本部町にも幾つかありまして、本部町役場の前に、変わらない信号、見ながら進入していくというものがありますし、おきぎんの今、新しく改修された、あるいは国道449号線ですが、そことかにもありまして、恐らく伊江村だけのローカルルールではないのかなというのが、私今感じているところでございます。いずれにしましても、例えばフェリーから降りてきて、西の行政区等に行かれる方々からすると、そこに変わる信号機をつけると、また渋滞が起きて、またどういふふうな感覚になるのかなという部分もございます。ただこれに関しましてはどうしても交通流という事前調査が必要なことから、やはりしっかりと調査をして管轄する本部警察署と協議をすることが適切なのかなと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

今そういう答弁をされましたが、これ答弁だけで、実際はやりますか。本部署との。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

私のほうからお答えさせていただきます。本部署とはその旨、名嘉議員からの質問を受けまして、今後「一緒に協議していきましょう」ということで電話でもお話しておりますし、村長名でも要望等はしていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

防音工事については早くやってほしいと。信号機についても、誰もが安心できる、安心して利用できる道路を交通安全政策の一つですから、早めに実施していただきたいということを述べて質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで、一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻11時09分)

再開します。

(再開時刻11時20分)

日程第2 報告第1号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

報告第1号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について、同報告につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、去る2月16日に開催をされました沖縄県町村土地開発公社の理事会において、承認、可決された令和5年度同公社の事業計画、収支予算、資金計画について、事業計画書のとおり報告するものでございます。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第1号は終わりました。

日程第3 報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。教育長 玉城洋之君。

○ 教育長 玉 城 洋 之 君

報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について、御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられております。令和4年度の評価委員会を令和5年2月20日に開催いたしましたので、本定例会に報告するものであります。

お手元の報告書について、御説明申し上げます。1ページをお開きください。(1)趣旨、先ほど御説明いたしました法的根拠と評価委員会について記載しており、(2)点検・評価の対象は、「令和4年度伊江村教育主要施策」に掲げる学校教育、社会教育、社会体育の重点項目について、(3)のとおり、各施策の取組内容について、現状・成果・課題及び方向性について、教育委員会の内部評価を行い、その後に評価委員会で(5)の3人の評価委員から、取組内容ごとに(4)の達成度に応じた4段階の評価と御意見をいただいております。

2ページは、現在の教育委員と教育委員会の開催状況、3ページ目には、教育委員の主な活動となっております。

4ページからは、各施策の主な取組内容についての、計画とその成果、そして課題及び方向性が示され、内部評価と外部評価と委員からのコメントが記載されております。令和4年度は各項目において、おおむねAとBの評価をいただいておりますが、常にPDCAの意識を持ち、教育全般の業務向上に努めてまいります。

以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第2号は終わりました。

日程第4 同意第1号 教育委員の任命について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

同意第1号 教育委員の任命についての提案理由を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項の規定に基づきまして、現教育委員であります宮城孝雄氏の任期満了による提案でございます。ここに掲げているとおり、伊江村字西江前180番地、宮城孝雄、昭和24年6月20日生まれを、引き続き教育委員として任命したくここに提案をしているところでございます。

宮城孝雄氏につきましては、議員の皆さんも御存じとおり、長年の教員生活を生かした教育委員の職責を立派に果たされ、そして村の教育行政の推進に御尽力をいただいております。これまで3期12年、教育委員として頑張ってもらいましたが、引き続き4期目となる今回についても教育委員として任命をいたしたく、ここに提案をするものでございます。どうぞ御審議方、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕
討論なしと認めます。

これから同意第1号 教育委員の任命について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。〔起立全員〕

起立全員です。したがって同意第1号 教育委員の任命について、同意することに決定しました。

日程第5 議案第13号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第13号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由を申し上げます。

伊江辺地総合整備計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間計画を、平成30年3月9日議会で可決をしていただき、第1次変更を平成31年3月8日、第2次変更を令和2年3月11日、第3次変更を令和4年3月4日に可決いただき、事業を推進しておりますが、今回、新規事業の伊江島蒸留施設機能拡充事業の追加等に伴い、辺地総合整備計画の一部変更を行う必要がございますので、上程させていただくものでございます。

なお、辺地計画の変更につきましては、あらかじめ県知事と協議を行い、議会の議決を経て総務大臣に提出する必要がございます。そこで令和5年2月に沖縄県知事と協議を行い、令和5年3月1日付で、県知事から総合整備計画の変更協議について、異議がない旨の回答を得ておりますので、今議会に御提案させていただくものでございます。

なお、変更内容につきまして、企画課長から説明を行いますので御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

それでは伊江辺地に係る総合整備計画の変更内容について、御説明いたします。

総合整備計画書の新旧対照表をお開きいただきたいと思います。変更箇所につきましては、アンダーラインを引いております。右が変更前、左が変更後となります。まず今回の変更に伴いまして1行目、(第3次変更)から(第4次変更)としております。

次に、3公共的施設の整備計画、新旧対照表を基に御説明いたします。今回は、事業の追加及び事業費の変更がございます。その内訳といたしまして、伊江東部地区かんばん排水事業、真謝・真西地区かんばん排水事業、ミースィ・唐小堀地区かんばん排水事業、東江上第1地区農地保全整備事業、東江上第2地区農地保全整備事業、西部西地区農業基盤整備促進事業の事業費の変更があり、農漁業経営の近代化のための施設の事業費を「54億8,405万6,000円」から「55億8,242万3,000円」、特定財源を「45億7,203万9,000円」から「46億5,034万9,000円」、一般財源を「9億1,201万7,000円」から「9億3,207万4,000円」、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「8億1,900万円」から「8億3,657万円」に変更しております。

次に、伊江島蒸留施設機能拡充事業の事業追加がございまして、観光またはレクリエーションに関する施設の事業費を「48億6,469万円」から「51億5,643万4,000円」、特定財源を「37億2,973万7,000円」から「39億6,313万円」、一般財源を「11億3,495万3,000円」から「11億9,330万4,000円」、一般財源のうち辺地対策

事業債の予定額を「10億9,540万円」から「11億5,040万円」に変更してございます。

次に、伊江中学校教員宿舎整備事業の事業費の変更に伴いまして、教職員宿舎の事業費を「9億475万円」から「9億2,641万5,000円」、特定財源を「5億398万2,000円」から「5億431万6,000円」、一般財源を「4億76万8,000円」から「4億2,209万9,000円」、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を「2億7,580万円」から「4億580万円」に変更しております。

以上の変更に伴いまして、合計の事業費が「118億4,858万6,000円」から、「122億6,036万2,000円」、特定財源を「92億5,545万8,000円」から「95億6,749万5,000円」、一般財源を「25億9,312万8,000円」から「26億9,286万7,000円」、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を「23億3,540万円」から「25億3,797万円」の変更となります。

次のページにて、伊江辺地公共的施設整備計画の概要につきまして、A3版の新旧対照表がございました。御覧ください。変更箇所につきましてはアンダーラインで記載してございます。今回の変更につきましては、伊江東部地区かんが排水事業、真謝・真西地区かんが排水事業、ミースィ・唐小堀地区かんが排水事業、東江上第1地区農地保全整備事業、東江上第2地区農地保全整備事業、西部西地区農業基盤整備促進事業、伊江中学校教員宿舎整備事業の事業費、財源内訳、起債額の変更と伊江島蒸留施設機能拡充事業を新たに追加しまして、一般財源に辺地対策事業債を充当し、一般財源の抑制を図る措置を目的とした計画変更でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第13号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第13号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第14号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（建築・周辺整備）の請負契約について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第14号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（建築・周辺整備）の請負契約についての提案理由を申し上げます。

契約金額が2億5,080万円。契約の相手方、有限会社 丸仲土建・有限会社 村元建設特定建設工事共同企業体、代表者 伊江村字西江上2番地、有限会社 丸仲土建、代表取締役 仲宗根末光と契約をいたす提案をするものでございます。

なお、詳細にわたる工事内容等について、担当の農林水産課長から御説明をさせますので御審議のほど、

よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

工事内容について、説明させていただきます。

別添資料のA3の資料で1枚目のほうを御覧ください。こちらが加工場、事務所を備えた施設の図面となっております。こちらの施設では、屋外の水槽に養殖をする前、スジアオノリの種子の培養をする施設や、屋外で収穫したスジアオノリの収穫した後の洗い作業や乾燥作業、出荷までの保管、さらには事務所やトイレ機能、そして会議室などを備えております。こちらの建築工事につきましては、建屋本体が鉄筋コンクリート造のRC平屋建て、延べ床面積が652.75平方メートルとなっております。

2枚目のA3資料を御覧ください。こちらが全体を示した図面になりますが、左側に今説明しました加工施設がございます。その他、この本契約の建築・周辺整備工事では、図面の右の下のほうにポンプ室とありますが、このポンプ室の整備、さらにはその隣、右側に一次水槽と記載されておりますが、地下からくみ上げた地下水を貯蔵する水槽となっております。こちらはコンクリート製で50トンの水槽となっております。その他、水槽の下の基礎をコンクリートにするんですが、その敷設の工事、排水施設、車道部と歩道部のアスファルト舗装、そして周辺のフェンス工事、門扉工事の整備でございます。工事期間については、令和5年3月8日から、令和5年3月31日までで一旦契約として、国との翌年度、繰越承認手続を終えた後に工事期間の延長をして実施していきたいと考えております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

この施設の周辺に安全管理上のフェンス等の設置は予定していないのか。食品を扱う場所であって、現在この場所は誰がでも入れる場所になっています。何らかのこの施設内に入り有害な薬物等を投入される可能性はないとはいえない。食品を扱う以上、施設の管理上、道路との境界には安全柵を要するフェンスが必要ではないかと思いますが、見解を伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

おっしゃるとおりで、工程会議を重ねるごとにやはり食品の安全管理という話もございました。また養殖については水槽の上がオープンになっているので、しっかりと職員がいない時間の安全管理もしないといけないということになっています。この今説明した建築工事のほうで、養殖施設の周囲、そして事務所の周囲はフェンス工事1.5メートルを行う予定となっております。さらにはどうしても夜間など、人が不在になる時間もあるので監視カメラを外に向けて設置する予定となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

これはどこの工事に入ってくるんですか。次のところですか。年度またがってということですか。図面上ではそれが表れないんです。平面図ではそのフェンスの工事が全然出てこないです。

また、周辺の防犯灯の設置も考えているかどうか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

もちろんこの建築周辺工事でフェンスを発注しておりますので、それが記載された図面もあるんですが、今こちらには添付してございません。フェンスはこの工事の契約の中で行っていきます。

あと外灯については、これから契約議決を行う議案の中で、また設置、電気設備の契約のほうで屋外灯の設置も発注しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

平面図の2枚目について伺います。

水槽がたくさん並べられているんですが、このノリの養殖のためには、水温が上がらないようにすることが非常に大事だというふうに言われているんですが、この水槽の間の通路は、普通のアスファルト舗装ですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

このタンクの真下は、強度とあと少し高さを設けてFRPのタンクを設置するためにコンクリートになっておりますが、その周辺については通常のアスファルト舗装となっております。スジアオノリの適切な温度というのは20度から25度とされておりますが、これまで数年間、養殖の試験栽培をした中で、現場のほうにも設置されておりますが、平均で24度前後で、安定した養殖ができているというのもございまして、現在はそのような計画となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

これだけのタンクを密集すると風通しも悪くなると思います。アスファルトだと輻射熱で、都市部は大変です。アスファルトの照り返しが、その照り返しによって水温が上がるということは考えられませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

そのように都会における輻射熱というのも、おっしゃるとおりそういうのもあるのかというふうに聞いて、感じているところですが、アスファルトの色の検討ができるかは、また今後検討しますが、一応これは溜めっぱなしではなくて、常に完全な入れ替え、水の入替えというのが1日に3回行われるので、そこに養殖の海水がとどまっていると、もちろんどんどん周りからの熱の影響もあると思いますが、これまでの実証実験の経験も踏まえながら、かけ流しをしていく工程の中でアスファルトにおいて、作業性も考えながらということで今の計画になっております。ただ発注しながら、常によりよい方法は何かというのでも検討しながら、事業は実施していこうと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

確認だけさせていただきます。令和4年からの継続、繰越事業ということで、令和5年度で完了するという認識でよろしいですか。全ての工事が。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

令和5年度で完全に完了して、令和6年4月から供用開始を行う予定でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第14号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第14号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

議案第14号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（建築・周辺整備）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第14号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（建築・周辺整備）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第15号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（機械設備）の請負契約について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第15号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（機械設備）の請負契約についての提案理由を申し上げます。

契約金額が3億7,730万円。契約の相手方、有限会社 末吉電水工業・有限会社 丸山組特定建設工事共同企業体、代表者 名護市大北4丁目12番6号、有限会社 末吉電水工業、代表取締役 末吉 健と契約をしたく提案をするものでございます。

なお、詳細にわたる工事内容等について、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

それでは説明いたします。

別添資料A3の1枚目を御覧ください。こちらは屋外に設置する水槽の図面となっておりますが、屋外の養殖場には2トンの水槽が5台、5トンの水槽を165台整備します。透明のFRPで製作します。取水、送水設備については、機器、機具、給水、排水、圧縮空気設備の配管工事を行います。加工場の中については、機械設備の一式として空調や換気、衛生機具、給水、排水、あと消火設備などの各機材の整備を行います。

工事期間としましては、令和5年3月8日から令和5年3月31日までを一旦として、翌年度の承認手続を終えた後に工事期間の延長を予定しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

この水槽、二次製品なのか。それとも実際発注してつくるタイプなのか。もし二次製品でしたら、その仕様等、備品等の写真は添付されているんですが、二次製品でしたらそういったカタログ等があると思うので、できればそのカタログも添付していただきたい。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

スジアオノリの陸上養殖については、四国ですとか、岩手とかでも行われていて、それぞれにいろんな水槽の形があるんですが、伊江村に関しましては、このスジアオノリの陸上養殖の方法も確立した高知大学の先生と相談しまして、現時点で考えられる最も効率のいい水槽ということで、今回このA3、1枚目に示して図面の水槽をFRPの半透明で発注しようと思っております。こちらについては、このタイプが既にあるのではなくて、発注してからつくられるということになっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

今御説明を聞きますと、ろ過装置の設置もあるということでしたけれども、先ほどの養殖水槽がオープンになるというようなお話がございましたけれども、この施設の北側には保安林が隣接している位置に当たりますけれども、この保安林のモクマオウ等の枯れ葉等が水槽に落ちた場合に、この製品の低下だとか、このろ過機への影響はないかということも懸念されますが、そういう対策についてはどうということをお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

今お話しのあったモクマオウがあって、その台風とか強風時にその枝葉が中に入らないか。異物が混入しないかというのは、ずっと養殖の実験をする中でもその話がございました。方法としては、寒冷紗をかける方法なども今、検討をしているんですが、とりあえずこのモクマオウの管理できる範囲内において、伐採もしていきたいと思っております。剪定を管理の範囲内において剪定をして、なるべく影響が来ないようにやっていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

了解しました。向こうの剪定ですかということですが、やはりこのモクマオウは塩害等の緩衝機能も兼ねておりますので、そのあたりは剪定については県の林業担当ともしっかりと調整をしていただきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時54分)

再開します。

(再開時刻11時54分)

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟君

保安林を剪定するときには、しっかりと関係機関との協議を図りながら慎重に行っていきたいと思っております。なお、この現在の計画ですが、7月、8月、9月、台風なども来るシーズンだと思うんですが、その3か月については、一旦メンテナンスをしたり、一旦休ませる期間としても設けております。その時期にもやはり強風の影響もあるのかなという懸念もあると思うんですが、7月、8月、9月というのは、メンテナンス期間として、現在計画をしているということも補足で追加させていただきます。

○ 議長 渡久地 政雄君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第15号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第15号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

議案第15号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（機械設備）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第15号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（機械設備）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻11時56分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

日程第8 議案第16号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（電気設備）の請負契約について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政英君

議案第16号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（電気設備）の請負契約についての提案理由を申し上げます。

契約金額が5,093万円。契約の相手方、有限会社 丸良電建工業・島袋電設特定建設工事共同企業体、代表者 本部町字浜元780番地の1、有限会社 丸良電建工業、代表取締役 比嘉良勝と契約をしたく提案をするものでございます。

なお、工事内容について、担当の農林水産課長から説明をさせますので御審議のほど、よろしく願いたします。

○ 議長 渡久地 政雄君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟君

別添しておりますA3の図面のほうを御参照願いたします。

電気設備工事の契約内容としまして、加工場のほうには電気設備一式として、電灯コンセント、受変電の設備、LAN設備、電話、テレビ、非常誘導灯、自家防火塔の整備で、屋外の養殖場部分ですが、構内の外

線工事として高圧外線、低圧外線、ポンプ室の電灯、動力などとなっております。なお加工場の屋根の部分に監視カメラ2基の設置、そして人感センサーライト、人の動きによって反応するライトですが、こちらが構内に4か所、設置する予定でございます。工事期間については、令和5年3月8日から、令和5年3月31日としまして、国との翌年度、承認手続を終えた後に工期延長をする予定でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

八前組合長が長年研究してたどり着いたのが、このスジアオノリだというふうに伺っております。私ども議会としても、昨年、高知県での視察をさせていただきました。その後、この視察を見て感じたこととして、令和4年の9月定例会において、養殖では相当、電気料がかかるという思いがして、この軽減対策をどうしても図らないと、うまくいかないんじゃないかという一般質問をさせていただきました。今回、工事が始まるわけですが、その自然エネルギーを利用した電気発電装置がついていないということで、あのかの定例会の一般質問の答弁でも「できません」というふうな、「将来考えます」という答弁でしたが太陽光だけではなくて、中型の風車ドラム缶みたいな感じで、それでもできるというふうに山形あたりはそれも多いんですけども、そういうふうなものを将来何とか考えていただきたいというふうに思います。

そうしないと、先ほど資料を個人的にいただきましたけれども、この補助申請をするときのこの年間のランニングコストを見せていただきましたけれども、その令和2年の実証実験での段階で、電気料のランニングコストというのは5,340万円のうち1,200万円、約22.4%というふうに出されています。また近々、電気料が40%値上げするというふうに沖電は発表いたしております。この40%を掛けていきますと5,820万円のうちの1,680万円、実に28.8%、約30%が電気料になるわけです。これを何とか軽減してあげないと、これまでいろんな養殖を組合長やっていますけれども、果たして将来、うまくいくのかという心配があって、一般質問でもさせていただきましたけれども、将来どうしてもこの電気料の軽減策を図らないと、私はうまくいかないと思うんですけども、その軽減策について、将来どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

確かにこのコストの構造を見ると、一番人件費の割合が高くて約半分ぐらいを占めていて、令和2年度の収支の計画の中ではおっしゃったとおり20数パーセントが電気代を占めております。昨今の社会情勢の中で電気代がどんどん上がっていくという中で、さらにこの電気料のコストにおける割合が増えていくという懸念ももちろん御指摘のとおりだと思っております。これまでこの今回の事業の中では重塩害地域という、極めて海に近いところに施設があるということで太陽光については設置する工事は含まれておりませんが、議員お説のとおり、維持運営が安定的に継続的にしっかりと利益を生む、稼げる施設になるように、国、県とかの補助事業などの動向も見据えながら、しっかりと今御助言いただいたような太陽光発電以外の自然エネルギーなどの調査研究などもしながら、しっかりと安定した経営ができるように行政も一緒に漁協と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島袋 義範 議員

今回電気料が、沖縄電力が40%値上げしますという発表があったわけですが、これ現時点での値上げであって、ますますこれからは世界情勢がどうなるか分からないわけですので、電気料がもっと上がっていくかもしれませんし、このランニングコストは実証実験の結果だから、必ずしもそれだけではないかもしれませんが、でもこれは補助申請で出された数字だから人件費54～55%、そのうちの23%電気料上げると、先ほど言ったように30%近くがこのランニングコストの中に占めるわけですから、どうしてもこれを下げてあげないと私はうまくいかない。八前組合長のこれまでの長年の夢がうまくいくように願って言っているわけですので、ぜひその辺を肝に銘じてやっていただきたいというふうに希望します。

○ 議長 渡久地 政雄 君

ほかに質疑ございませんか。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

ここ近年、お話にありましたとおり、垂直軸型マグナス式風力発電、円錐状の羽ではなく円錐形の風力発電が開発されて、今石垣で実証実験をやっている最中です。名前が「チャレナジー」という、これは沖縄でつくられている会社で小型の風力発電が今、実証実験中です。これ実績で、去年の台風時、最高30.4メートルまで発電したという実績が出ている風力発電機らしいです。4メートルから、今最大で実験で最大30.4メートル、そのぐらいまで発電して24時間発電できると。太陽光でしたら太陽が出ている間の発電ですが、非常時その施設に停電で電気が来ない場合でも24時間発電、風がある限り発電できるということであれば、その施設のポンプ等のある程度ものは補えるのではないかと思います。実際、調査するに当たり、そういった会社等の今現在、開発中のものもある程度その調査に入れていただければと思います。せっかくそういったいいものがあるので、太陽光で限られた発電じゃなく、風力発電で24時間、風がある限り発電できるような導入を考えていただければと思います。まずこの調査、やってみませんか、どうです。

○ 議長 渡久地 政雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

しっかりと経営できるように、いろんな御質問ありがとうございます。令和2年度に収支のシミュレーションをした際には、この小型のプラントでの電気代をスケールアップして計算したのではなくて、試験レベルでの電気料も見ながら、実際に事業として四国でやっている会社のところの電気代も実際に事業としてやっている規模の電気代も参考にして、積算したところでありまして、そんなに当時のシミュレーションとしては、ずれてはいないのかなという感触を持っております。今お話をいただいたように、一般的な太陽光発電だけではなくて、こういう風力、石垣で試験をされているという新たなこの新エネルギーについても、まずはしっかりと指定管理を今後、伊江村が漁協に指定管理をして、まずスタートで運営していく中で、やはりどこに限られた人材的な資源を導入するかということもあると思います。しっかりとこの管理をする、指定管理予定者ともしっかりと話をしながら、初年度から調査をするのか。それともしばらく見てから調査をするのかというのは、指定管理者ともしっかりと協議をしながら、人件費や電力等のコストを削減するというのを常に検討はしていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

これは電力等の削減だけでなく、災害時、特に台風時のもし停電になった場合、この風力発電が作動することによって、結局この水槽の循環がなくなれば、スジアオノリの品質なども落ちてくるわけです。結局

そういった栽培というのは、その海水等の循環、特に温度の影響を特に受けるものですので、その循環を守るためにも、停電時にも有効に利用できる可能性も十分あると思います。停電時のことも兼ね備えた事も考えていただければと思います。以上で、また調査のほどお願いして、質疑を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第16号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

議案第16号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（電気設備）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第16号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（電気設備）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第17号 伊江村陸上養殖場作業場・管理事務所備品購入業務（R4）の請負契約について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第17号 伊江村陸上養殖場作業場・管理事務所備品購入業務（R4）の請負契約についての提案理由を申し上げます。

契約金額が2,002万円。契約の相手方、宜野湾市我如古3丁目15番27号、株式会社 ミュージウム、代表取締役 亀里博文と契約をしたく御提案をするものでございます。

議案内容等について、担当課長から説明をさせますのでよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

別で配布しております管理事務所、作業場等、備品購入一覧表A4の横を御覧ください。こちらは35種類の備品が表示されておりますが、購入内容につきましては、作業場や培養室で必要な備品として乾燥に必要なものほぐし、異物除去、脱水などに必要なもの。そして種子の培養に必要な備品、管理室、更衣室、事務所に設置する備品としての一覧でございます。

業務に関しましては、令和5年3月8日から、令和5年3月31日までを契約とし、国との翌年度承認手続を終えたあとに、繰越期間を含む工事延長を予定しております。御審議のほどよろしく願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕
討論なしと認めます。

これから議案第17号 伊江村陸上養殖場作業場・管理事務所備品購入業務（R4）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号 伊江村陸上養殖場作業場・管理事務所備品購入業務（R4）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

近年おける本村の財政規模や複雑多様化する事務事業の実施状況等について、高い専門性を保持しながら財務及び行政監査を実施するに当たり、その職責に鑑み、本条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めものです。

議案の内容につきましては、総務課長から御説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

それでは新旧対照表をもちまして説明いたします。新旧対照表をよろしく申し上げます。

別表、監査委員の項中「4万5,000円」を「5万2,000円」に、「4万円」を「4万4,000円」に改める改正を行ってございます。

附則におきまして、この条例は、令和5年4月1日から施行すると定めてございます。

以上で、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第19号 伊江村情報公開条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第19号 伊江村情報公開条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条及び第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度の見直しが行われることにより、現行の伊江村情報公開及び個人情報保護条例を廃止し、新たに本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めものです。

本条例を提案するに当たり、これから御審議いただきます前に大まかな概要を御説明いたします。これまででは地方自治体ごとに、それぞれの創意と工夫による内容の個人情報保護条例を制定し運用がなされてきました。その結果として、地方自治体ごとの条例の規定や運用の相違が、個人情報データ流通の支障となり得ること。また、求められる個人情報保護の水準を満たさない自治体が、地方自治体があるなどの問題が指摘されました。そこで別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取り扱いのために必要である全国的な共通ルールを法律で規定することを目的として、今回の法改正が行われ、令和5年4月1日から施行されることとなっております。

配布しております資料、伊江村個人情報保護関連条例制定概要を御覧ください。この資料につきましては、議案第19号から議案第21号までの御審議に活用いたしますので、議案綴りより切り離して、お手元に御準備をお願いいたします。

最上部にあります①デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、第50条・第51条の規定が（令和5年4月1日）から施行されることに伴い。

②「伊江村情報公開条例」を制定し、その附則の中で、「伊江村情報公開及び個人情報保護条例」を廃止します。

次に③「伊江村個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、その附則の中で関連する条例を廃止並びに一部改正を行います。

その次に④「伊江村情報公開及び個人情報保護審査会条例」を制定することになります。

それぞれの議案につきましては、総務課長のほうより御説明させていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

それでは制定文の1ページをお開きください。本条例は本則25条、附則5条で構成し、総則に始まり、村政情報の公開、審査請求、情報公開制度運営審議会、雑則、附則となっております。

第1条から第4条につきましては、第1章総則として、第1条目的を定めてございます。村民の知る権利を保障し、村の保障する情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、村の諸活動を村民に説明する責務が全うされるようにし、村政に対する村民の理解と信頼を深め、もって村民参加による公正で開かれた村政の推進を図ることを目的として規定してございます。

第2条、第3条、2ページをお開きください。第4条では、定義、実施機関及び利用者の責務を規定してございます。

第5条から第15条には、第2章 村政情報の公開としまして、第5条は、村政情報の公開を請求する権利、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、村政情報の公開を請求することができるのと

規定に始まり、第6条は、村政情報の公開請求の方法に関する規定、第7条におきましては、非公開とすることができる村政情報に関する規定で、非公開とすることができる村政情報とは個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものを規定し、ただし書きにおいて、法令等の規定によるもの。人の生命、健康、生活または財産の保護に関する場合等においては、開示しなければならないと定めてございます。

4ページをお願いいたします。第8条では、公益上の理由による裁量的公開に関する規定を定め、第9条では部分公開等に関する規定、第10条では、公開請求に対する決定及び通知に関する規定で、当該公開請求を受理した日から起算して、15日以内に公開の可否を決定をし、公開請求者に対して、速やかに書面より通知する旨を規定してございます。

5ページをお願いいたします。第11条は、公開決定等の期限の特例に関する規定で、公開請求に係る村政情報が著しく大量であり、公開請求の日から起算して30日以内にその全てについて、公開決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合の対応方法等を定めてございます。

第12条におきましては、公開請求に係る村政情報を保有しない場合の手続等に関する規定を定め、第13条では第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する規定を定めてございます。

6ページをお願いいたします。第14条公開の実施については、村政情報の公開を決定したときは、公開請求者に対し、速やかに当該村政情報を公開しなければならないと規定してございます。第15条情報提供の充実について、定める規定でございます。

第16条から第18条は、第3章としまして、審査請求を規定してございます。第16条は審査会への諮問、公開決定等について、行政不服審査法による審査請求があったときは、実施機関は、当該審査請求が明らかに不適法であるとき、または当該審査請求を認容する裁決をするときを除き、遅延なく伊江村情報公開及び個人情報審査会に諮問しなければならないと定めてございます。

7ページをお願いいたします。17条につきましては、諮問した旨を通知する規定でございます。18条は、第三者から請求権を棄却する場合等における手続を規定してございます。

第4章 情報公開制度運営審議会としまして、第19条は、情報公開制度運営審議会に関する規定で、制度運営審議会は10人以内をもって組織し、知識経験を有する者のうちから村長が委嘱する。任期は2年とし、委員は任期中に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とすると定めてございます。

8ページをお願いします。第5章 雑則としまして、第20条手数料等に関する規定で、この条例の規定による村政情報の公開に係る手数料は無料とする。第2項で村政情報の公開により写しの交付を受ける者は、その写しの作成及び送付に係る費用を負担しなければならないと定めてございます。

第21条実施状況の公表に関する規定、第22条は、他制度との調整に関する規定、第23条は出資法人及び補助団体の責務に関する規定。第24条会議の公開に関する規定で、審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関の会議は公開とする。と規定しておりますが、以下の各号に該当する場合には非公開とすることができるということで、第1号から第3号まで定められてございます。第25条は規則への委任規定となっております。

附則としまして、附則第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行すると定めてございます。附則第2条で、伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止する規定を定めてございます。

9ページをお願いします。附則第3条、この条例の施行の際現に前条例の規定による廃止前の伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例、以下「旧条例」という。第6条第1項の規定によりされている公開請求その他の行為は、この条例の施行後は、第6条第1項の規定によりされた公開請求その他の行為とみなす

と定め、第2項において、この条例の施行前に旧条例第10条第1項または第2項の規定によりされた公開決定等その他の行為は、この条例の施行後は、第10条第1項または第2項の規定によりされた公開決定等その他の行為とみなすと定め、経過措置を定めてございます。

附則第4条、旧条例の廃止による旧制度運営審議会の廃止に伴う経過措置を規定してございます。附則第5条、その地の経過措置を定めてございます。

以上で、議案第19号 伊江村情報公開条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第19号 伊江村情報公開条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号 伊江村情報公開条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第20号 伊江村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第20号 伊江村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条及び第51条の規定により、個人情報保護制度の見直しが行われるため、新たに本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由につきましては、先ほど御審議いただきました議案第19号の伊江村情報公開条例の制定理由と同等の内容になります。この理由としまして、これまで伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例は、情報公開の分野と個人情報保護の分野が一本の条例として制定されておりましたので、その各分野へ分離し、おのおのの内容に関する条例を制定するためです。本条例を提案するに当たりこれから御審議いただきます前に大まかな概要を御説明いたします。

再度、配布してございます資料を御覧ください。③「伊江村個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定の部分になります。本条例の制定に当たり、関連する4本の条例について、廃止または一部改正を行います。また本条例案の附則第2条の中で、先ほど御審議いただきました伊江村情報公開条例に関する引用規定があり、その条例の条例番号を記載すべきですが、交付手続の関係で条例番号が定まっておらず、（伊江村条例第〇号）と記載しております。このほかに、本則第8条にこれから御審議いただきます伊江村情報公開及び個人情報保護審査会条例を引用する規定があり、そちらも条例番号を（伊江村条例第〇号）と記載しています。いずれにしても各条件につきましては、可決いただきましたら交付手続の中で条例番号が確定したのちに、条例番号を整理して記載していきたいと考えておりますので、その点を踏まえまして御審議を

よろしく申し上げます。

また、本条例改正に伴い旧条例に規定されておりました罰則規定について、経過措置の中で引き続き適用されることから、事前に那覇地方検察庁検事正へ事前協議を行い了承を得ての提案でございます。そのほか詳細につきましては、総務課長から御説明いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

それでは制定文の1ページをお願いいたします。本条例は本則8条、附則8条で構成した条例となっております。

第1条趣旨として、この条例は個人情報の保護に関する法律、（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。と規定してございます。

第2条では定義を定め、この条例において「村の機関」とは、村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。と定めてございます。2項で、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例によると規定してございます。

第3条では、個人情報取扱事務登録簿について規定し、村の機関は個人情報取扱事務について、同条第1項第1号から第10号に係る個人情報取扱事務の名称、目的、概要、対象者の範囲や人数等の事項を記載した帳簿を備え付けなければならないと定めてございます。

2ページお願いいたします。第4条は開示請求の手続を定め、開示請求書には、法第77条第1項の各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものと定めてございます。

第5条は、開示請求に係る手数料等とし、法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は無料とする。第2項において、法第87条第1項の規定による写しの交付により、保有個人情報の開示を受ける者は、伊江村手数料条例の定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。と規定してございます。本条例に基づき開示請求に係る手数料は無料ですけれども、開示請求された資料の写し、交付に係る費用または郵送に係る費用については、伊江村手数料条例に基づいた費用負担をいただくということでございます。

第6条は、訂正請求の手続に関する事項を定め、第7条は利用停止請求の手続を定め、第8条では、伊江村情報公開及び個人情報保護審査会への諮問に関する規定で、村の機関は次の各号のいずれかに該当する場合において、伊江村情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和5年伊江村条例〇号）、この部分が先ほど、副村長が提案理由で申し上げた部分でございます。伊江村情報公開及び個人情報保護審査会条例の可決後、交付する際の条例番号を引用する箇所でございます。第2条に規定する伊江村情報公開及び個人情報保護審査会に諮問することができると規定し、次の1号から第4号まで定めてございます。

3ページをお願いいたします。附則につきましては、第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行すると定めてございます。附則第2条では、旧条例の廃止に伴う個人情報保護に関する経過措置としまして、この条例の施行に際し、現行の伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例、以下「旧条例」という。にて情報公開請求を行って、手続中である場合、旧条例によって実施機関の職員であった者に係る守秘義務規定、その守秘義務規定違反による2年以下の懲役または100万円以下の罰金及び1年以下の懲役または50万円以下の罰金等の罰則規定について規定してございます。

附則第3条、伊江村特定個人情報保護条例の廃止を規定してございます。

附則第4条では、伊江村特定個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を規定してございます。

4ページをお願いいたします。附則第5条にて伊江村手数料条例の一部を改正する規定になります。本則の第5条にて規定しました手数料につきましては、本条例に基づいた開示請求については無料となりますが、公開された資料等の写しを交付する場合は、伊江村手数料条例に基づき費用の負担を規定してございます。改正内容につきましては、申し訳ございません。新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表の1ページ、第2条の2の次に次の一部を加えるとし、第2条の3、写しの交付等による保有個人情報の開示に要する費用に関する規定を定め、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において村の機関が定める開示の実施の方法として複製したものまたは出力したものの交付が定められているときは、複製したものまたは出力したものの交付）により保有個人情報の開示を受ける者は、別表第4に定める額の費用を納付しなければならないと規定してございます。別表第3の次に、次の別表4を加え、手数料を定めてございます。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。附則第6条にて伊江村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する規定でございます。

第7条第2項第7号中、個人情報の次に（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第13条において同じ。）を加える。

第13条第1項中「漏えい、滅失またはき損の防止その他個人情報の適切な管理のため」を「個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに」に改める改正を行っております。

次に新旧対照表の4ページをお開きください。附則の第7条の説明の前に、附則の第8条から説明させていただきたいと思っております。附則第8条にて、伊江村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の一部を改正する規定でございます。第8条第3項を削る改正を行っております。第9条中「伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成17年伊江村条例第10号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める改正でございます。

申し訳ございません新旧対照表から改正文の5ページをお願いいたします。附則第7条にて、伊江村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正に伴う経過措置を規定してございます。

以上で、議案第20号 伊江村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての説明といたします。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第20号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第20号 伊江村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号 伊江村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。 (休憩時刻14時26分)

再開します。 (再開時刻14時40分)

日程第13 議案第21号 伊江村情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第21号 伊江村情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について、提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条及び第51条の規定により、個人情報保護制度の見直しが行われるため、本条例を制定する必要性があり、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めものです。

この改正法律の施行は、令和5年4月1日とされています。配布してあります資料を御覧ください。上部にあります①デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条・第51条の規定が、令和5年4月1日から施行されることに伴いから、④について、御審議をお願いするものです。

なお、本条例案におきましても、第14条において罰則の規定がありますが、先ほど御審議いただきました議案第20号、伊江村個人情報の保護に関する法律施行条例と同じく、那覇地方検察庁検事正へ事前協議を行い了承を得ての提案でございます。

議案の内容につきましては、総務課長より御説明させていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

制定文の1ページをお願いいたします。本条例は本則14条、附則3条で構成し、第1章総則に始まり、第2章設置及び組織、第3章調査審議の手續、第4章雑則、附則という構成となっております。

第1条については、第1章総則として、第1条（趣旨）この条例は、伊江村情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものと規定してございます。

第2章設置及び組織としまして、第2条（設置）は、伊江村情報公開条例個人情報の保護に関する法律、伊江村個人情報の保護に関する法律施行条例からの諮問に応じ審査請求について、調査審議するために、伊江村情報公開及び個人情報保護審査会を置くと規定してございます。

第3条（組織）審査会は、委員5人以内をもって組織します。

第4条（委員）は、優れた識見を有する者のうちから、村長が委嘱します。第2項において、委員の任期は2年と定め規定してございます。その他補欠の委員の任期、再任、任期満了、守秘義務等について規定してございます。

2ページをお願いします。第5条（会長）審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。2項にて、会長は、会務を総理し、審査会を代表する。第3項にて、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理すると定めてございます。

第6条（合議体）審査会は、その指名する委員3人をもって構成する合議体で、第2条第1号及び第2号に掲げる事務を行い、第3号に掲げる事務を行うと規定してございます。第2項第3項において担任する事務を規定してございます。

第3章調査審議の手續としまして、第1節審査請求についての調査審議の手續を定めてございます。第7

条の（定義）では、この節において第1項で「諮問庁」とは第2項で「村政情報」とは、第3項で「保有個人情報」とは、それぞれ用語の定義を行っております。

第8条（審査会の調査権限）において、審査会が諮問庁に対し、村政情報または保有個人情報の提示を求め、審査会からの求めに応じなければならないこと。審査会の指定する方法により資料を作成し提出するよう求める等を規定してございます。

3ページをお願いいたします。第9条は（提出資料の写しの送付等）を定める規定でございます。

第10条では（行政不服審査法の適用）について規定してございます。行政不服等の規定による準用規定を定めてございます。

次に3章の第2節審査請求についての調査審議以外の調査審議の手続では、第11条で、審査会は、第2条第3号に掲げる事務を行うため特に必要があると認めるときは、村の機関に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができると規定してございます。2項においては、村の機関以外の者に対しても協力を依頼することができると定めてございます。

4ページをお願いします。雑則といたしまして、第12条は（審査請求に係る調査審議手続の非公開）、第13条では（委任）規定を、第14条では（罰則）規定として、第4条第6項の規定に違反し秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。第2項において、前項の規定は、村内の区域外において、同項の罪を犯した者にも適用すると規定してございます。

最後に附則といたしまして、第1条で施行期日、この条例は令和5年4月1日から施行する。と規定し、第2条では（旧条例の廃止による旧審査会の廃止に伴う経過措置）を規定してございます。第3条におきましては、（旧審議会の廃止に伴う個人情報保護に係る事項に関する経過措置）を定めてございます。

以上で、議案第21号 伊江村情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませぬか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませぬか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第21号 伊江村情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号 伊江村情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

（散会時刻14時50分）